

いちご一会とちぎ国体矢板市ボランティア運用基本計画

1 基本方針

「いちご一会とちぎ国体」の開催に係るボランティアの運用については、ボランティアの一人ひとりが相当の責任と適切な役割分担をもって自主的かつ自律的に活動できるための枠組みで実施するものとする。

2 基本計画

(1) ボランティアの任命

ア ボランティアは、市民、市に通勤若しくは通学する者又は近隣市町に在住し市のボランティア活動に賛同する者のうち自ら国体ボランティアとして応募してきたものから任命する。

イ 市のスポーツボランティアとして登録している者であって本人の同意を得たものは、国体ボランティアに任命する。

(2) ボランティアの区分

ア 学生ボランティアは、大学生以下の学生が学業と両立のうえ参加するボランティアとする。

イ 企業ボランティア、団体ボランティアは、それぞれの企業又は団体の構成員が複数人で参加するボランティアとする。

ウ 一般ボランティアは、ア又はイに区分されないボランティアであって本人の自由意思で参加するボランティアとする。

(3) ボランティアの業務の種類

ア 運営ボランティアは、競技会の運営の補助に携わるボランティアとする。

イ 広報ボランティアは、競技会の終了までの間 PR 活動に従事するボランティアとする。

(4) ボランティアの待遇

ア ボランティアに対し、スキル向上を目的とした研修会を開催する。

イ ボランティアに対する報酬、交通費等は支給しない。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、予算の範囲内で謝金を給することができるものとする。

ウ ボランティアの災害補償として、ボランティアを被保険者とする傷害保険に加入する。